

デジタル時代の著作権協議会（CCD）

著作物の保護と利活用に関する研究会

2019年度 著作物の保護と利活用に関する研究会事業計画（案）

1. 著作物の保護と利活用に関する研究会の活動方針

デジタル時代の著作権協議会（CCD）が、デジタル化、ネットワーク化時代にふさわしい著作権および著作隣接権の保護と公正なコンテンツ利用の促進を目的として設立したものであることに鑑み、本研究会では、それら情報通信技術の進展に伴って生じる諸課題を把握しつつ、デジタル時代の著作物の保護と利活用に関する研究を行う。

研究課題の設定にあたっては、次の点を考慮する。

- ・ 著作物がデジタル化、ネットワーク化されて広く利用されることが定着した現在、権利者と利用者の双方にとってふさわしい権利処理ルールになっているか？
- ・ 新しい情報通信技術を権利処理のシステムにどのように活用できるか？
- ・ 著作権制度の議論が、権利者と利用者の間にとどまらず、社会的な関心の対象になる時代背景とは何か？

2019年度も過年度に引き続き著作権法改正の動向が注目されるところとなっている。文化審議会著作権分科会の各小委員会における検討状況等について、情報共有を行う。

2. 主な研究課題

- ・ 文化審議会著作権分科会各小委員会等で検討されている課題
- ・ 国内外の著作権法制、知的財産政策の動向
- ・ 著作権・著作隣接権の侵害への対応状況
- ・ 著作権処理に関するブロックチェーン等の新技術の活用
- ・ デジタル時代の著作権のパブリックイメージ
- ・ 著作権教育
- ・ 各団体における著作権の普及・啓発活動